

議第24号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

	円	円	円	
	48,190	62,850	72,280	
	40,850	52,380	60,760	
	11,940	15,290	17,770	
	9,950	12,990	14,770	
	2,510	3,350	3,770	
	1,250	1,460	1,670	
	2,930	3,870	4,290	
別表第2備考以外の部分中	1,250	1,460	1,670	を
	2,200	2,930	3,240	
	1,250	1,460	1,670	
	2,930	3,870	4,290	
	1,150	1,670	1,780	
	1,150	1,670	1,780	
	1,040	1,250	1,460	
	940	1,150	1,250	

53,010	69,140	79,510
40,850	52,380	60,760
13,140	16,820	19,550
9,950	12,990	14,770
2,770	3,690	4,150
1,380	1,610	1,840
3,230	4,260	4,720
1,380	1,610	1,840
2,420	3,230	3,570
1,380	1,610	1,840
3,230	4,260	4,720
1,270	1,840	1,960
1,270	1,840	1,960
1,150	1,380	1,610
1,040	1,270	1,380

に改め、同表備考4中「創造活動

室を」の右に「文化会館で行う催物の」を加え、同備考7中「1,040円」を「1,150円」に、「1,570円」を「1,730円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の京都市文化会館条例の規定による文化会館の利

用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。